

川崎市里親登録等に関する事務取扱要綱

30川こ福第1348号

局 長 専 決

(趣旨)

第1条 この要綱は、里親登録等に関する事務手続きについて、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「施行令」という。)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。)、里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第百十六号。以下「最低基準」という。)、里親制度の運営について(平成14年9月5日雇児発第0905002号)等の関係通知及び川崎市児童福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第62号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)養育里親 法第6条の4第1号に定める養育里親をいう。
- (2)専門里親 施行規則第1条の36に定める専門里親をいう。
- (3)養子縁組里親 法第6条の4第2号に定める養子縁組里親をいう。
- (4)親族里親 法第6条の4第3号及び施行規則第1条の39に定める者をいう。
- (5)里親 特に指定のない場合、同条第1号から第4号の総称をいう。
- (6)要保護児童 法第6条の3第8項に定める要保護児童をいう。
- (7)児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に定める児童虐待をいう。
- (8)被措置児童等虐待 法第33条の10に定める被措置児童等虐待をいう。
- (9)児童福祉事業 法第7条第1項に定める児童福祉施設で行われる児童福祉事業をいう。
- (10)児童福祉審議会 川崎市児童福祉審議会条例(平成12年川崎市条例第15号)第1条に定める川崎市児童福祉審議会をいう。
- (11)里親名簿 規則第2条第4号に定める里親名簿をいう。
- (12)里親研修 本条第1号及び第3号に規定する里親の登録のために必要な研修で、児童福祉法施行規則第1条の34及び国通知「養育里親研修制度の運営について」(平成21年3月31日雇児発0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める内容を網羅しているものをいう。

(養育里親登録の要件)

第3条 養育里親の登録要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
- (2) 経済的に困窮していないこと(要保護児童の親族である場合を除く。)
- (3) 市長が定める里親研修を修了していること。
- (4) 里親本人又はその同居人が法第34条の20第1項の規定のいずれにも該当していないこと。

(専門里親登録の要件)

第4条 専門里親の登録要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1号から第4号までに規定する要件のすべてに該当すること。
- (2) 次の要件のいずれかに該当すること。
 - ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものであること。
 - ウ 市長がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- (3) 市長が定める専門里親研修を修了していること。
- (4) 委託児童の養育に専念できること。

(養子縁組里親登録の要件)

第5条 養子縁組里親の登録要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号、第2号及び第4号のすべてに該当すること。
- (2) 市長が定める里親研修を修了していること。

(親族里親認定の要件)

第6条 親族里親の認定要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1号及び第4号に該当すること。
- (2) 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
- (3) 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

(里親の認定等)

第7条 児童相談所長は、里親になることを希望する者から規則第17条に定める里親登録申請書の提出があったときは、当該申請者及びその家族等の状況が里親として適当であ

るかどうか等について必要な調査を行い、意見を付して、規則第17条に定める里親登録申請者調査票により、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、児童福祉審議会に意見を聴くものとする。
- 3 市長は、速やかに認定の可否を決定し、里親登録等申請審査結果通知書(第1号様式)により当該申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により里親として適当と認めた者について、里親認定書(第2号様式)を発行するものとする。

(里親名簿の登録)

第8条 市長は、里親として適当と認めた者について、親族里親を除き、速やかに里親名簿に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第9条 里親名簿の登録の有効期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 養育里親名簿の登録の有効期間は、5年とする。ただし、専門里親としての登録の有効期間については、2年とする。
- (2) 養子縁組里親名簿の登録の有効期間は、5年とする。
- (3) 親族里親は児童の委託が解除されたときに、認定を取り消すものとする。

(取消及び変更の届出)

第10条 里親が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあつては、その事実を知った日)から30日以内に、里親取消届(第3号様式)により、児童相談所長を経由して市長宛てに届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 第3条第1号から第3号に該当しなくなった場合 本人
 - (3) 法第34条の20第1項に該当するに至った場合 本人
- 2 里親は、里親名簿の登録事項について変更が生じたときは、遅滞なく、里親登録変更届(第4号様式)により、児童相談所長を経由して市長宛てに届け出なければならない。
- 3 市長は、前項の届け出を受けたときは、速やかに里親名簿の登録変更を行うものとする。

(登録の消除)

第11条 市長は、里親が次のいずれかに該当するときは、その内容を審査し、当該里親を里親名簿から消除しなければならない。

- (1) 本人から里親辞退届(第5号様式)の届け出があつたとき

- (2)前条第1項に規定する届け出があったとき
 - (3)前条第1項に規定する届け出はないが、その該当事実が判明したとき
 - (4)不正の手段により里親名簿への登録を受けたとき
- 2 市長は、前項の規定により里親の登録消除を行ったときは、里親登録取消決定通知書(第6号様式)により、当該里親に通知するものとする。
- 3 市長は、里親が次のいずれかに該当するときは、その内容を審査し、必要と認める場合には当該里親を里親名簿から消除することができる。
- (1)最低基準に違反した場合
 - (2)法第46条第1項の規定により市長から報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
 - (3)法第48条の義務に違反した場合
- 4 市長は、前項の規定により里親を里親名簿から消除しようとする場合、児童福祉審議会に意見を聴き、登録を消除すること又はしないことを決定するものとする。
- 5 市長は、前項の規定により里親の登録消除を行ったときは、里親登録取消決定通知書により、当該里親に通知するものとする。

(里親登録の更新)

- 第12条 里親の継続の意思がある者が、里親登録を更新しようとするときは、里親登録更新申請書(第7号様式)により、児童相談所長を経由して市長宛てに申請し、市長が定める研修を修了しなければならない。
- 2 児童相談所長は、里親から里親登録更新申請書の提出があったときは、当該申請里親及びその家族等の状況について、必要な調査を行い、意見を付して、里親再調査票(第8号様式)により、市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を審査し、登録の更新が適当と認めるときは、登録の更新を行い、児童福祉審議会に報告するものとする。ただし、登録の更新が適当と認められないときは、児童福祉審議会に意見を聴き、登録更新の可否を決定するものとする。
- 4 第1項に規定する申請があったとき、有効期間の満了の日までに更新研修が行われな
いとき又は行われているがその全ての課程が修了していないときは、従前の登録は、有
効期間の満了の日後もその研修が修了するまでの間は、なおその効力を有するものとす
る。また、この場合において、登録の更新がされたときは、登録の有効期間は、従前の
有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(里親登録証の発行)

- 第13条 市長は、第8条に規定する里親名簿に登録を行った者について、里親登録証(第9
号の1、2及び3様式)を発行するものとする。なお、前条の規定により里親登録の更

新を行った者についても同様とする。

- 2 里親登録証を紛失、毀損により再発行を希望する者は、里親登録証再交付申請書(第10号様式)により、速やかに児童相談所を経由して、市長宛てに申請するものとする。
- 3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を確認し、里親登録証を当該里親に再交付するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 川崎市里親等家庭養育運営事務取扱要領(15川健児第296号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月16日から施行する。

第1号様式

川 第 号
年 月 日

里親登録等申請審査結果通知書

様

川崎市長

審査の結果、あなたを児童福祉法による養育／専門／縁組／親族里親として認定すること／認定しないことを決定しましたので通知します。

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る採決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第2号様式

第 号

里 親 認 定 書

様

あなたを、児童福祉法及び厚生労働省令で定める養育里親／専門里親／縁組
里親／親族里親として認定します。

年 月 日

川崎市長

第3号様式

里親取消届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所

氏 名

以下の者について、里親の登録等の要件を満たさない事由が発生したので届け出ます。

対象となる 里親	氏名 住所
里親との関係 (届出者が本人で ない場合)	
事由が発生 した日付	
事由 (いずれかに○)	1 本人死亡のため 2 研修未修了のため 3 欠格事由に該当するため 4 その他
備考	

(注) 事由の3に該当する場合は、該当することが分かる書類を添付すること。

(注) その他の場合は、備考欄に具体的な理由を記入すること。

第 4 号様式

里親登録事項変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所

氏 名

里親登録事項について、次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項	
変更が生じた 日付	
変更前	
変更後	
備考	

第 5 号様式

里親辞退届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

届出者 住 所

氏 名

里親登録を辞退したいので届け出ます。

里親の種別	
登録番号	

辞退の理由	
-------	--

川 第 号
年 月 日

里親登録取消決定通知書

様

川崎市長

次の理由により、あなたの里親登録の消除を決定しましたので通知します。

理由

消除日 年 月 日

この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る採決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

里親登録更新申請書

(宛先) 川崎市長

氏名					
住所		〒 ー 電話 ()			
本籍					
里親継続の意向		有 ・ 無			
家族構成 (同居人を含む)	続柄	氏名	生年月日	健康	職業又は学校名
	里親 1				
	里親 2				
児童の委託について	新規委託	可能 ・ 不可能	緊急短期	可能 ・ 不可能	
	養子縁組	希望する・希望しない	ふるさと里親	可能 ・ 不可能	
	希望児童	歳～ 歳 男・女 その他 ()			
	意向、感じていることなどをご自由にお書きください。				
住居の状況		自家 (一戸建 ・ 集合住宅), 借家 (一戸建 ・ 集合住宅)			
		敷地面積 m ² , 建物延面積 m ² () 室 () 畳			
経済状況		年間収入 円 (税込), ローン返済額 円 預貯金等 円, 不動産			

第8号様式

里親再調査票

登録番号		認定年月日		調査年月日	
児童相談所		調査者			
住所		〒 ー 電話 ()			
家族構成 (同居人を含む)	続柄	氏名	生年月日	健康	職業又は学校名
	里親 1				
	里親 2				
児童の委託について	新規委託	可能 ・ 不可能		緊急短期	可能 ・ 不可能
	養子縁組	希望する・希望しない		ふるさと里親	可能 ・ 不可能
	希望児童	歳～ 歳 男・女 その他 ()			
	<備考>				
住居の状況		自家 (一戸建 ・ 集合住宅), 借家 (一戸建 ・ 集合住宅)			
		敷地面積 m ² , 建物延面積 m ² () 室 () 畳			
経済状況		年間収入 円 (税込), ローン返済額 円 預貯金等 円, 不動産			
家庭内の雰囲気					
養育に対する理解 程度熱意等					

研修会等への 参加状況	
委託歴	縁組完了 有 ・ 無 () 長期委託 有 ・ 無 () 緊急短期委託 有 ・ 無 () 一時保護委託 有 ・ 無 () ふるさと里親委託 有 ・ 無 ()
認定又は前回更新 以降の大きな変化 等	
その他	
児童相談所長の 意見	

第9号様式の1

養育里親登録証	
登録番号	第 号
氏名	(年 月 日生)
上記の者は、児童福祉法第6条の4第1号に基づく養育里親として里親名簿に登録されている者であることに相違ないことを証明します。	
 川崎市 KAWASAKI CITY	川崎市長

注 意	
1 本証を他人に貸与したり、譲渡することはできません。	
2 本証を紛失又は損傷した場合は、速やかに届出てください。	
3 有効期間内に辞退又はその他の理由により里親名簿から消除されたときは、本証を返還してください。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
交付元 川崎市	

第9号様式の2

養子縁組里親登録証

登録番号 第 _____ 号

氏 名 _____ (年 月 日生)

上記の者は、児童福祉法第6条の4第2号に基づく養子縁組里親として里親名簿に登録されている者であることに相違ないことを証明します。



注 意

- 1 本証を他人に貸与したり、譲渡することはできません。
- 2 本証を紛失又は損傷した場合は、速やかに届出てください。
- 3 有効期間内に辞退又はその他の理由により里親名簿から消除されたときは、本証を返還してください。

発行年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

交付元 川崎市

第9号様式の3

専門里親登録証	
登録番号	第 号
氏名	(年 月 日生)
上記の者は、児童福祉法施行令第1条の36に基づく専門里親として里親名簿に登録されている者であることに相違ないことを証明します。	
 川崎市 KAWASAKI CITY	川崎市長

注 意	
1 本証を他人に貸与したり、譲渡することはできません。	
2 本証を紛失又は損傷した場合は、速やかに届出てください。	
3 有効期間内に辞退又はその他の理由により里親名簿から消除されたときは、本証を返還してください。	
発行年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
交付元 川崎市	

里親登録証再交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 住 所

氏 名

次の理由により、里親登録証の再交付を申請します。

里親の種別	
登録番号	
再交付の理由 (いずれかに○)	1 紛失 2 破損 3 その他

(注) 再交付後、里親登録証が見つかった場合は速やかに返還してください。